

藤枝委員からの提供資料

文京区障害者就労支援センターの取組

○新型コロナウイルス流行下（以下コロナ禍）における就労支援について

（相談の傾向）

これまで実施してきた定着支援の主な内容は、相談支援（ご本人様や企業のご担当者様と職場内外で行う相談を主にした支援）と作業支援（職場訪問を行い、ご本人様の業務遂行の状況や環境面のアセスメント及び調整等の支援）がありますが、コロナ禍前の傾向としては相談支援が多くなっていました。コロナ禍における定着支援も、コロナ禍前と同様、相談支援が主な支援内容となっています。

コロナ禍における相談の傾向として、①環境（働く場所、働く時間など）の変化、②仕事内容の変化 ③コミュニケーション手段の変化といった「変化」に伴う不安や、変化により新しく生じた「働きづらさ」に関する相談がありました。

具体的には、就職活動や余暇活動など活動に関する事、自宅待機や在宅勤務による不安や悩みに関する事、雇用契約への影響に関する事、外出への不安、ご家族が在宅勤務になったことによる家庭環境の変化など生活面に関するご相談がありました。

（在宅勤務における定着支援）

働き方については、これまでの業務を在宅勤務で行える場合は在宅勤務、又は在宅勤務と職場出社の組み合わせ、これまでの業務が在宅勤務では難しい場合は、時短勤務やローテーション勤務が多い印象です。知的障害のある方の在宅勤務の場合には、「課題」の提出を指示されていることが多いですが、ご本人様が課題を行う手順の確認や内容の理解でサポートを必要とする場合があります。状況によっては、ご本人様、会社様と相談をしながら、センターでの面談の中で課題への理解や進め方についてご本人様と確認し、やり方がわからないのか、内容の理解が充分でないのかなど、アセスメントし支援を行いました。

これまでもセンターでは、在宅勤務を行う方の支援を行ってきておりますが、在宅勤務による一番大変な部分であるコミュニケーションに関するポイントはコロナ禍でも大きく変わらないと感じています。具体的には、業務に関する指示や説明、相談や報告、ご本人様が仕事をしている様子を直接見られないことや上司が今何をしているのか、相談してもいいタイミングなのか様子がわからないことなどです。

労務管理や雇用管理のためご本人様の在宅勤務の状況を把握することについては、原則として会社様で可能な範囲で行えるようお願いをしているところです。

現状を把握しにくい状況が障害特性から生じてしまっている場合は、工夫や配慮、対応の方法についてご本人様、会社様とご相談、支援を行っています。